

## 第2回 草津市協働のまちづくり条例検討委員会 議事概要

日時：平成24年8月8日（水）9：00～11：00

場所：草津市役所 2階特大会議室（エレベーター側）

### 1. 開会

議事概要の内容について確認

発言委員の名前は伏せ、アルファベットで表記し公開

### 2. 草津市におけるまちづくり組織の現状・課題

#### ○事務局

<資料説明（資料①②）>

#### ○E委員

資料の中で、町内会の加入率について記載があったが、直近の87%という数字が低いとは思えない。近隣市については、どのような状況か。

#### ○事務局

平成21年度のデータであるが、守山市・栗東市・野洲市については90%台、大津市では80%を切っている。

#### ○A委員

加入率低下の原因についてはどのようなことが考えられるか。草津市に新しく越されてきた世帯が未加入になっているのか、または加入されていた世帯が脱会しているのか。

#### ○事務局

草津市の人口が増加していることを鑑みて、未加入世帯が増加していることの影響が大きいのではないかと考える。南草津駅周辺については、大規模開発によってマンションが建設されても既存の町内会に加入できない、または新規に町内会を設立できないという事態が起こっている。地域によって、加入率に大きな差があり、危機感を感じている。

#### ○C委員

草津市に存在する町内会、また、町内会ができていない地域はどれくらいあるのか。

#### ○事務局

現状、草津市には209の町内会があり、開発後、町内会が設立されていない地域が9～10程度ある。

#### ○G委員

私は守山市に住んでいるが、昔は町内会に加入しないと子ども会に参加できないとか、ゴミ袋がもらえないということもあったが、最近は加入しなくてもコンビニで購入することができる。若い世代の中には、町内会が本当に必要か疑問に感じている方も多くおられる。

○D委員

先ほど事務局より、大規模マンションができた際に、既存町内会に加入できない事態が起きているという説明があったが、その理由は何か。

○事務局

町内会は概ね100～300世帯で構成されている。例えば、100世帯単位の大規模マンションが建設されると、既存の町内会に加入したくても、町内会の受け皿がないということになる。

○E委員

開発業者と既存町内会が事前に話し合っておくことが必要なのかもしれない。

○委員長

草津の自治会加入率は関西においても比較的高い水準を保っている。豊中市の世帯加入率は49.5%である。ただ、現状町内会で頑張っておられる方が、次の世代に経験やノウハウを引き継げるかは全国的な課題になっている。

広報紙やごみ袋がもらえるという理由で町内会の加入を促すというのではなく、防犯・防災などを支えるのは地域であるという認識を広げる必要がある。

○C委員

協働のまちづくりについては全員が参加する。そのために地域のまちづくりの根幹となる町内会への加入を促す。そういう関連性がある条例になればと思う。

○委員長

まちづくり協議会の構成団体として自治会や町内会は、必要不可欠である。ただし、自治会、町内会、NPOへの加入は強制することはできない。全国的に多くの自治体が、地域住民全てがまちづくり協議会の構成員であるとし、自治会などへ加入していない人にも恩恵を与えることによって、地域活動への関心を生み出し、参加してもらうという流れを作っている。

### 3. 検討事項

○事務局

<資料説明（資料③④）>

○I委員

自立についても条例に盛り込むべきではないか。自立という言葉には自己責任・自己決定・自己選択という意味合いが含まれていると思う。自分を信頼するということが根本にあって、自立した主体が信頼・連携し合うことが協働であると最近、思うようになった。できれば、前文に自立という言葉盛り込んでほしい。

また、この条例が、義務的・押し付け的なものにならないようお願いしたい。

最後に、資料にある条例の項目についてであるが、市の役割についてソフト・ハード毎に並べるなど整理してほしい。

○H委員

地域自治組織（自治会・町内会）への加入は強制できないということであるが、まちづくりの根幹は地域活動であることを理解していただきたい。開発が行われる際に、加入を促すようなことも条例に盛り込めないか。

○G委員

まちづくり協議会は、地域自治組織を包括するということであるが、各学区・地域に一つしか認められないものか。そうであれば、それは条例に盛り込むのか。

○委員長

学区・地域毎に一つしか認められない。条文または規則で定められる。組織が地域に一つしか作られないのであるならば、相当の民主性を兼ね備えていなければならない。

○F委員

協働のまちづくりに一番必要なのは、市民である。しかし、将来的に地域に籍を移さない住民がますます増えていくだろう。まちづくりの一番の課題は、自治会・町内会に加入しない人が、今後増加していくことにあると思う。個人情報提供については、向こう3軒両隣のまちづくりに必要であると感じているので、丁寧に検討する必要がある。

地域自治組織への参加については、もう少し具体的な言葉で書けないか。

○E委員

評価・公表以外でも条例の実効性を確保するものが必要。協働推進の具体的な施策については、計画をつくり、その中で位置づけられればよい。

また、まちづくり協議会の「承認」とあるが、「承認」という言葉が正しいのか。NPOの世界では「認証」という言葉を使う。そのほか「届出」「登録」という言葉を使ってもいいのではないか。

○C委員

中間支援組織である草津市コミュニティ事業団・草津市社会福祉協議会は市から補助金をもらい、運営されている。市と連携しながら事業をすすめていくなかで、その役割については資料の中で具体的な記述がまだないので、中間支援組織の位置づけについても今後の検討の一つとしたい。

○B委員

マンションに住んでいるが、なかなか地域自治組織の中で絆を作ることもできていなし、恩恵に与っていない。地域とのつながりというのがピンとこない。こうした人たちにどうやって意識づけをしていくかが重要である。以前からその地域に住まわれている方と新しく住まわれる方との間に意識のズレもある。地域自治というのを見直す必要もあるのではないか。

○A委員

前文については必須項目である。なぜこの検討委員会が発足したのか。そうしたことが含まれるものとしてほしい。

項目に企業という文言が殆どない。まちづくり協議会に企業が参加しやすいよう配慮してもらいたい。まちづくりにおいて企業の力というのは非常に大きいものがある。

#### ○D委員

資料を見ていると、現状ではNPOや地域への支援が色濃く、協働の条例になっていない。

協働について市の役割をもっと書かないと、協働の条例にならない。例えば、協働事業の提案制度なども盛り込むことも検討したい。

まちづくり協議会と地域自治組織の名称についても検討する必要がある。まちづくり協議会は既に存在している組織であるが、条例で位置づけられるとかなり性格が変わるものになるので、誤解のない書き方をしないといけない。

また、地域自治組織というのは、他市事例でまちづくり協議会などを包括する定義で使用されているので、「基礎的コミュニティ」という名称を使用するのはどうか。

その他、文章だけでは理解しづらいので、まちづくり協議会は地域のまちづくりを包括する団体であるということ、構成団体の関係性を図で示す必要があるのではないか。自治会・町内会への加入は強制できないので、住民が入りたいと思えるように団体自身が変わる必要がある。それを支えるような規定が盛り込めればと思う。

#### ○委員長

##### まとめ

##### ・前文

団体・住民だけでなく市の自立も謳う。また、協働の仕組みを作るための条例であるということを盛り込む。

##### ・定義

市民の範囲については住民のほか通勤・通学・事業者・在住外国人を含めることが多い。固定資産税を払っている方を含むと定義する自治体もある。法人市民は当然市民に入らないといけない。

##### ・役割

NPO、まちづくり協議会、地域自治組織について市はどのような役割を求めているのか。役割を明確に。そうすることで中間支援組織の役割もはっきりする。

地域団体は自治会、町内会、NPO以外にも多くある。PTA、校区社会福祉会、防犯協議会、老人会青年会、婦人会、青年会、子ども会、交通安全委員会、防災委員会これらのリストをまとめてほしい。学区でどのように分布しているのか、学区内でおさまっているのか、またがっているのか、それを整理することでまちづくり協議会のあるべき姿が見える。

現在のまちづくり協議会はそのままで良いが、ここで扱うまちづくり協議会は、公共的団体として扱い、行政との関係性における正当性を担保するという手続きを踏む。

まちづくり協議会の承認についてはどのような言葉を使うのが良いか。行政法でいう

準法律行為的行政行為といわれる確認か、公証か。もし、承認という言葉を使うのであれば定義がある。ただし、承認では第三者に対して対抗できないのでは。他の自治体では認定という言葉を使うところもある。

承認要件を明確にする必要がある。全住民を構成員にするとか。役員選出規定が明確であるとか、定款があるとか。その辺り議論の必要がある。

・まちづくり協議会への支援・助成

まちづくり協議会の役員全員が個人情報保護法の管理責任を分担して背負う。情報管理、人権の研修を受けないといけない。

まちづくり計画をつくとどんなメリットがあるか。優先的に道路整備を受け入れるなど具体的なものを盛り込めればと思う。

・地域自治組織

多くの自治体は、「基礎的コミュニティ」という名称。まちづくり協議会は、地域の組織を包括し、老若男女がバランスよく活動内容・役員が構成されることで地域代表性が担保される。

・評価・公表

見直し条項は有効ではない。第三者機関・審議機関を常設するのか、皆さんの意見をいただきたい。

○C委員

まちづくり協議会に対して、現状、草津市コミュニティ事業団・草津市社会福祉協議会がどのような中間支援をしているのか資料をいただきたい。

○E委員

今回参考となっている3つの条例の比較表もいただきたい。

○D委員

市の役割のところに記載されている「多様な主体」に行政も入るという考え方をってもらいたい。

○委員長

現状、協働の範囲が狭く、支援条例の色合いが濃い。また市民主導で行う協働がほとんどを占めている。行政主導で行う市民の参加・参画についても、手法に並べたほうが良いのではないか。行政運営への市民参加も協働である。協働事業の促進のところで、積極的にパブリックコメント・審議会等への市民公募などの制度を促進しなければならないという記述を追加することで足るので検討をお願いしたい。

#### 4. 閉会